

市川市物品調達電子入札試行実施要領に関わる紙入札移行の運用基準

市川市物品調達電子入札試行実施要領に基づく電子入札の例外として、ちば電子調達システムにおける電子入札システム運用基準第13条に基づき、次のとおり電子入札から紙入札への移行の運用基準を定めるものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項については、市川市物品調達電子入札試行実施要領によるものとする。

1 紙入札移行を認める事由

ちば電子調達システムのうちの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)において市川市の利用者登録を完了した者が、次に掲げる事由により電子入札システムを利用した入札(以下「電子入札」という。)に参加できない場合に、紙入札への移行を認めるものとする。

- (1) 天災及び停電により、電子入札に参加しようとする者が電子入札システムを利用できないとき。
- (2) インターネット接続サービスを提供する事業者に起因する通信障害により、電子入札に参加しようとする者が電子入札システムを利用できないとき。
- (3) 電子入札に参加しようとする者のICカードが、入札参加申請しようとする入札案件の参加申請から落札者決定通知書の受理までの間に失効するため、当該ICカードを更新の申請中又は申請をしようとしているとき。
- (4) 電子入札に参加しようとする者のICカードの企業名称・住所・代表者氏名の変更により、当該ICカードが失効となり、ICカードの再発行の申請中又は申請をしようとしているとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 紙入札移行の事務

(1) 入札参加申請時から紙入札へ移行をする場合

電子入札に参加しようとする者が、上記の事由により、入札参加申請時から紙入札へ移行をせざるをえない場合は、紙入札移行承認願(様式第1号)に必要事項を記載したうえ、電子入札システムにおいて設定した入札参加申請しようとする案件に係る入札参加申請期間締切時刻の2時間前までに、市川市管財部契約課まで必ず持参による方法で提出しなければならない。

(2) 参加確認通知後に紙入札へ移行する場合

電子入札に参加申請しようとする者が、電子入札システムによる入札参加申請を終了し、資格審査の結果、適格であると決定された後に上記の事由により、入札書の

提出から紙入札へ移行せざるをえない場合は、紙入札移行承認願に必要事項を記載したうえ、電子入札システムにおいて設定した入札書受付締切時刻の2時間前までに、市川市管財部契約課まで必ず持参による方法で提出しなければならない。

(3) 紙入札移行の承認等について

市長は、紙入札への移行を承認しようとするときは、紙入札移行承認書（様式第4号）を、紙入札移行承認願を提出した者に交付するものとする。電子入札システムに掲載した設計図書等を閲覧できない者は、紙入札移行承認書を受けた後、市川市管財部契約課に電子記録媒体（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる媒体をいう。）を持参し、設計図書等の電子データの交付を受けるものとする。

(4) 電子入札への再移行の禁止について

紙入札への移行の承認を受けた者は、当該案件について電子入札への再移行はできないものとする。

3 提出書類

紙入札への移行の承認を受けた者は、次に掲げる書類を、(1)においては入札参加申請期間締切時刻までに、(2)においては入札書受付締切時刻までに提出しなければならない。

(1) 入札参加申請時から紙入札へ移行をする場合

- ①一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ②誓約書（様式第3号）
- ③上記の書類のほか公告文記載の資格審査に必要な書類

(2) 参加確認通知後に紙入札へ移行する場合

- ①入札書（くじ番号付）（様式第5号）（封印したもの）
- ②内訳書（任意）（封印したもの）

附 則

この基準は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。